

練馬区在宅療養推進協議会設置要綱

平成 25 年 4 月 23 日

25 練健地第 7 号

(設置)

第 1 条 高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が連携して推進するため、練馬区在宅療養推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会では、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) 在宅療養の推進に関すること。
- (2) 在宅療養に係る連携に関すること。
- (3) 在宅療養に係るサービス提供体制に関すること。
- (4) 在宅療養に係る啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会で必要と認める事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、つぎに掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 練馬区医師会から推薦された医師
- (3) 練馬区歯科医師会から推薦された歯科医師
- (4) 練馬区薬剤師会から推薦された薬剤師
- (5) 区内病院から推薦された者
- (6) 練馬区介護サービス事業者連絡協議会から推薦された者
- (7) 介護者家族
- (8) 区職員
- (9) その他、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会は、第2条に定める協議事項のうち、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指示する事項について調査、検討を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、地域医療担当部地域医療課に置く。

(アドバイザーの設置)

第9条 事務局は、検討事項に関する専門的な助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則 (平成25年4月23日25練健地第7号)

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。